

☆お役立ち情報☆ NO.72 2018.12

自筆証書遺言に関する改正

.....  
相続法の改正が公布されましたが、皆さんは具体的な内容をご存知ですか？  
今回は自筆証書遺言に関する改正を取り上げてみます。

そもそも自筆証書遺言とは、簡単に言ってしまうと、遺言書の内容全部を自分の手書きで書く遺言書のことです。

これは法律で要件が決まっていますが、要件や形式に不備があった為に自筆証書遺言が無効になってしまう事例は数多くあり、自分の意思が実行されないということになってしまいます。

そこで高齢化社会や社会情勢の変化を鑑み、相続による争いを防止しようとする観点から改正されることになりました。

改正のポイントとしては3つです。

① 財産目録に関する改正

遺言書の財産目録部分に関しては、パソコン等で作成したものや不動産の登記簿謄本や銀行通帳のコピーなどの別紙添付等も可能となります。

全てのページへの署名捺印は必要となりますが、作成や書き換えが非常に楽になります。

② 保管場所に関する改正

法務局で自筆証書遺言を保管できるようになります。これにより遺言書の紛失や偽造のリスクを防ぐことができます。

③ 検認に関する改正

②でご紹介しました、法務局で保管された遺言書については検認手続き(※1)が不要となります。

検認手続きを行うと、遺言の内容を実現するまで2～3ヶ月かかることもありましたが、検認が不要になることで遺言書の内容の実現により早く取り掛かることができるようになります。

※1: 検認手続きとは自筆証書遺言が発見された後に家庭裁判所で遺言書の形状、日付、署名などの内容を明確にして、その後の遺言書の偽造等を防止する手続きです。

改正日は、①については2019年1月13日、②③については2020年7月10日になります。

これらの改正により、自筆証書遺言のデメリットである、不備や紛失、偽造等のリスク、検認の手間等が軽減されるため、自筆証書遺言がより利用しやすい身近なものになることが期待されます。